

## (介護シリーズ3) 在宅介護の場合の利用可能介護サービス

平成30年11月 社会福祉士A

ここでは、介護度の段階に応じた在宅介護の場合に利用できる主なサービスとそのサービス内容を紹介させていただきます。

これらの知識を持った上で作成されたケアプランを確認されると良いでしょう。

### ◇ 介護度の段階に応じて利用できるサービス

- ・ **要支援1**：介護予防訪問介護（週1度程度） 介護予防通所介護または、通所リハビリテーション 施設への短期入所（月2回）
- ・ **要支援2**：介護予防訪問介護（週2回程度） 介護予防通所系介護 施設への短期入所（月2回） 福祉用具貸与（歩行補助用杖）
- ・ **要介護1**：訪問介護（週3回） 通所系サービス（デイサービスなど）（週3回） 施設への短期入所（3か月に1週間程度） 福祉用具貸与（歩行補助用杖）
- ・ **要介護2**：訪問介護（週3回） 通所系サービス（デイサービスなど）（週3回） 施設への短期入所（3か月に1週間程度） 福祉用具貸与（認知症老人徘徊感知機器）
- ・ **要介護3**：訪問介護（週2回） 訪問看護（週1回） 通所系サービス（デイサービスなど）（週3回） 夜間の巡回型訪問介護（毎日1回）  
施設への短期入所（2か月に1週間程度） 福祉用具貸与（車いす、特殊寝台）
- ・ **要介護4**：訪問介護（週6回） 訪問看護（週2回） 通所系サービス（デイサービスなど）（週1回） 夜間の巡回型訪問介護（毎日1回）  
施設への短期入所（2か月に1週間程度） 福祉用具貸与（車いす、特殊寝台）
- ・ **要介護5**：訪問介護（週5回） 訪問看護（週2回） 通所系サービス（デイサービスなど）（週1回） 早朝・夜間の巡回型訪問介護（毎日2回） 施設への短期入所（1か月に1週間程度） 福祉用具貸与（特殊寝台、エアーマット、など）

この様に介護保険で受けることが出来るサービスは法律で定められています。具体的なサービス内容の範囲については、ケアプラン作成者の介護支援専門員（ケアマネ）にしっかりと事前に確認しておいて下さい。

例えば、訪問介護で来られたヘルパーさんにペットの餌の買い物を依頼することはサービス内容の範囲には含まれていません。サービス内容に含まれないサービスを要求されますとトラブルになりかねませんのでご注意ください。

尚、これらの介護保険適用サービス以外でも必要なサービスを**自費**で受けることも可能です。必用とされる場合は、介護支援専門員（ケアマネ）に相談して下さい。

## ◇ 在宅で受けるサービスの概説

在宅にて受ける事が出来るサービスの内容について簡単に説明しておきます。

### \*訪問系

#### ① 訪問介護

ホームヘルパーさんによる家事援助、食事、排せつ、などのお世話を受ける。

#### ② 訪問入浴

自宅で入浴サービスを受ける。

#### ③ 訪問看護

自宅にて看護師さんによる医療・医療的な介護サービスを受ける。

#### ④ 訪問リハビリ

自宅で身体機能を回復させるリハビリ・マッサージなどを受ける。

### \*通所系

#### ① デイサービス

日帰りで短時間の介護サービスを受ける。

#### ② 療養デイサービス

医療サービスのある施設で短時間の医療的な介護サービスを受ける。

#### ③ 認知症対応デイサービス

認知症対応可能な施設で短時間の介護サービスを受ける。

#### ④ 通所リハビリ

身体機能を回復させるリハビリを短時間受ける。

### \*宿泊系

#### ① ショートステイ

数日間、介護サービスを施設にて受ける。

#### ② 療養ショートステイ

医療サービスのある施設で数日間、医療的な介護サービスを受ける。

#### ③ 小規模多機能

自宅での介護、数日間の施設宿泊を組み合わせた介護サービスを受ける。

### \*福祉用具・住宅改修 (別項目にて進め方などの説明予定)

#### ① 福祉用具貸与

介護ベッドなどの福祉用具を借りる。

#### ② 福祉用具販売

介護用品の購入。

#### ③ 住宅改修

手すりを取り付けるなどの在宅生活に必要な住宅の改修の補助を受ける。

以 上